★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！

彩の国 埼玉県



家畜衛生だより

令和8年11月発行　No.8-12（鶏）

埼玉県川越家畜保健衛生所
電 話 ：049-225-4141
（夜間、土日祝日は緊急携帯に転送）
FAX：049-226-9653
Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認！！（国内野鳥1～3例目）

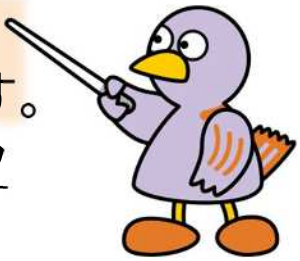


環境省報道発表

以下の野鳥等における遺伝子検査の結果、
高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出

	場所	回収日	鳥種（羽数）	検査結果
1例目	秋田県 由利本荘市	10/30～ 11/4	ハシブトガラス （7羽）	H5亜型 陽性 （11/6判明）
2例目	北海道　音更町	11/2	オオハクチョウ （1羽）	
3例目	鹿児島県　出水市	11/2	（環境試料（水））	

すでに本病のウイルスを保有した渡り鳥が全国に飛来している可能性が高く、厳重な警戒が必要です。引き続き、**「飼養衛生管理基準の自己点検チェック表」の7項目**を重点に、飼養衛生管理の徹底をお願いします。



コバトン

10月～来年5月は自己点検実施期間です！

- ☑ 期間中は、**毎月初め**に飼養衛生管理基準の7項目を点検しましょう。
- ☑ チェック結果は、**毎月10日まで**に忘れずにご報告をお願いします。
  （提出方法）メール、ファックス、電話、eMAFFのいずれか
- ⚠ 毎月の死亡羽数の報告もあわせて提出してください
  （例）12月の報告：12月分（当月分）の自己点検＋11月分（前月分）の死亡羽数

異状を発見したら、速やかに家保に連絡ください！！

自己点検チェックのポイント

① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
⑦ ねずみ及び害虫の駆除

病原体を持ち込まない！
野生動物を侵入させない！
こぼした飼料、破卵、鶏死体を野外に放置しない！

★ 屋内で飼養している場合
- ①～③、⑤、⑥はすべて「ー（該当しない）」
- ④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
- ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

★ 屋外（飼育小屋など）で飼育している場合
- ①④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
- ②は清潔な衣服および靴を着用していれば「○」
  ☞野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してから世話をしましょう。
- ③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「－」
- ⑤は家きん舎に人が入れない構造（ペットケージ等）で飼育している場合は「ー」、入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「○」
- ⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「○」
- ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

飼養衛生管理基準とは？
家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きんを1羽以上飼育している方に遵守を義務付けています。特に重要7項目について、点検実施をお願いしています。

